令和８年度
羽島市木造住宅耐震診断事業
(無料耐震診断)のご案内



ⓒ岐阜県

木造住宅耐震診断とは‥‥

これまでの震災において、木造住宅の倒壊率は古い住宅ほど高く、老朽化や耐力壁の少なさ、または、耐力壁の配置等バランスのわるさが、倒壊の要因であるといわれています。
そこで、既存建建物の耐震性を改めて確認することが必要となります。
「耐震診断」は、建築物がもつ構造状態を評価し、耐震性能を判定することです。
このような一連の作業や報告書の作成を「岐阜県木造住宅耐震相談士」 が行います。

≪申込の注意事項≫

■　申込期間は令和８年５月１日（金）８時４５分から令和８年１２月４日（金）１６時４５分までとなります。　※お早めに申込願います。

□　原則、先着順で受付し、予算件数がなくなり次第、申込を終了します。

□　予算件数は２０件を予定しています。

※この事業は国と岐阜県と羽島市が共同で行います。また、今後の協議により予定件数を変更する場合があります。

□　耐震診断の実施スケジュールは別添スケジュール予定をご確認ください。

□　その他、不明点等ありましたら以下の問い合わせ先までご連絡ください。

＜申込先及び問い合わせ先＞

羽島市役所　建設部都市計画課 建築管理室　建築指導係
電話番号０５８－３９２－１１１１　内線２１３４

１．事業概要

この事業は、地震に強い安全な街づくりを目指すため、**昭和５６年５月３１日以前に着工された木造の一戸建て住宅（一部の店舗併用住宅を含む）**の耐震対策を支援するもので、この住宅へ、県に登録された「岐阜県木造住宅耐震相談士」（以下、「耐震相談士」という。）を市が派遣し、「耐震診断」を実施するものです。

この事業について、市は一般社団法人岐阜県建築士事務所協会（以下、「事務所協会」という。）と業務委託契約を締結します。

申請者からの申請書の提出後、市は事務所協会に依頼して、耐震相談士（※１）を申請者宅に派遣し、耐震診断（※２）を行います。

なお、**申請者の費用負担はありません。無料です。**

（※１）耐震相談士とは
耐震相談士とは、県内の建築士事務所に勤務する建築士を対象に、県が主催又は指定する「相談士養成講習」の受講者を県知事が登録したものです。

（※２）耐震診断の内容
耐震相談士が、一般財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法(改訂版)」に定める一般診断法に基づく耐震診断を行い、耐震診断結果を書面により申請者に報告します。この報告には、当該耐震診断に基づく概算の耐震改修工事費に関する情報提供も含まれています。

２．対象となる住宅

・次の要件を満たす住宅が、対象となります。
（※．国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。）

１．羽島市内に存する昭和５６年５月３１日以前に着工された木造の一戸建て住宅
（一部の店舗併用住宅を含む）
２．店舗併用住宅の場合は、延べ面積の過半以上が住宅の用に供されているもの
３．在来軸組構法、伝統的構法、枠組壁工法によるもの
４．大臣等の特別な認定を得た工法による住宅でないもの
５．賃貸の場合には、居住者の承諾を得ているもの

※ 原則、過去に耐震診断を行い市から補助を受けている住宅は対象外ですが、特段の理由がある場合には、申請前にご相談ください。
※ 増築ありの場合、
①昭和５６年５月３１日以前に増築されたものについては、既存部分及び増築部分は対象となります。
②昭和５６年６月１日以降に構造上同一棟となる増築であることが明らかなものについては対象外となります。
③昭和５６年６月１日～平成１７年５月３１日に構造上別棟となる増築であることが明らかなものについては、既存部分のみ対象となります。
④平成１７年６月１日以降に構造上別棟となる増築であることが明らかなものについては、一部を除き、既存部分及び増築部分は対象外となります。
※ 離れは単独では一戸建ての住宅とみなせないため、原則、対象外となります。ただし、利用形態（寝室の有無等）により対象となることがあるため、申請前にご相談ください。
※ 耐震診断を行うなかで、耐震相談士が昭和５６年６月１日以降に構造上同一棟である増築を確認したものについては、原則、工事補助の対象外となります。

３．対象となる方

・対象となる木造の一戸建て住宅（一部の店舗併用住宅を含む）の所有者で、市税を滞納していない方です。

４．申請手続き

①　申込

・都市計画課へ「耐震診断申込書」(別記第１号様式)に必要資料を添えて申請します。

※．耐震相談士の指定のご要望がある場合には、申請時にご相談ください。
ただし、ご要望に沿えない場合もありますので、予めご了承ください。

②　耐震診断決定通知書の交付

・要件に適合した場合には「耐震診断決定通知書」(別記第２号様式)を交付します。

・要件に適合しない場合には「耐震診断が実施できない旨の通知書」(別記第３号様式)を交付します。

※．耐震診断決定通知書の交付後に、申請書の内容に変更が生じた場合、又は都合により中止される場合は、必ず「耐震診断変更・中止届出書」(別記第４号様式)を都市計画課へ提出してください。

③　耐震相談士の選定及び派遣

・市は、前記②の耐震診断決定通知書の交付を受けた住宅に、耐震相談士を選定し派遣します。

④　耐震診断(現地調査)の実施

・耐震相談士が「登録証」を提示し所有者立会いのもと耐震診断(現地調査)を実施します。

・市が委託した耐震相談士かどうかの確認については、都市計画課へご相談ください。

【留意事項】

（ア）現地調査日時は、耐震相談士より連絡がありますので、日程調整をお願いします。
（イ）耐震相談士自らが、現地調査を行いますので、本人であることを「登録証」によりご確認ください。
（ウ）調査方法等の不明点については、直接、耐震相談士へご相談ください。
（エ）現地調査は、長時間又は複数日かかる場合がありますが立会いにご協力ください。
（オ）現地調査は、耐震相談士が外観による目視で行います。
より確かな耐震診断結果を得るには、所有者の情報提供が欠かせません。
そのため以下の事項にご協力ください。

(1) 耐震相談士によるヒアリングへ可能な限り回答ください。
(2) 建築当時の確認通知書や工事写真等の資料があれば提示ください。
(3) 不安に思う箇所を事前にご相談ください。
(4) 床下及び天井裏をのぞく点検口等を確保してください。

※．なお、現地調査にて対象外の建築物であることが判明した場合には、
耐震診断を中止させていただく場合がありますので、予めご了承ください。
この場合には、「耐震診断取消通知書」（別記第５号様式）により通知します。

⑤　耐震診断結果報告書の受理

・現地調査後、耐震相談士から「木造住宅耐震診断結果報告書」が提出され、申請者へご説明に伺います。

【留意事項】

（ア）診断結果は必ず、耐震相談士本人から説明を受け、不明点については、直接、耐震相談士へご相談ください。
（イ）報告書提出までに日数を要する場合がありますので、現地調査時等に作成日数を耐震相談士へご確認ください。